

第1章 総則

第1条 (目的)

1. 株式会社ソフテル（以下「乙」という）は、通販する蔵契約約款（以下「本約款」という）に基づき、通販する蔵（以下「本サービス」という）を利用者（以下「甲」という）に提供する。
2. 本約款と個別の利用契約の規定が異なるときは、本約款より個別の利用契約の規定が優先して適用される。

第2条 (通知方法)

1. 乙から甲への通知は、本約款に特別な定めがない限り、甲が予め指定する電子メールアドレス宛に電子メールを送信する等、乙が適当と判断した方法により行う。
2. 前項の規定に基づき、乙から甲への通知を電子メールにより通知した場合において、当該通知が甲に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、乙は一切責任を負わないものとする。

第3条 (本約款の変更)

1. 乙は甲に変更内容を通知の上、本約款を変更することがある。
2. 本約款の変更に伴い、利用契約の内容は、変更後の約款によるものとする。

第4条 (利用契約上の地位等の譲渡の禁止)

1. 甲は、あらかじめ乙の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約等に基づく権利及び義務の全て又は一部を他に譲渡してはならない。

第5条 (準拠法)

1. 本約款及び利用契約の準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

第6条 (協議等)

1. 本約款及び利用契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は甲と乙は誠意を持って協議の上解決する。
2. 本約款及び利用契約の一部が無効である場合でも、本約款及び利用契約全体の有効性には影響がないものとし、無効の部分については当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換え、若しくは類推して適用するものとする。

第2章 利用契約の締結等

第7条 (利用契約の締結等)

1. 利用契約は甲が乙所定の発注書を乙に提出し、乙が発注書を受領したときに成立するものとする。なお、甲は本約款の内容を承諾の上、この申込を行うものとし、甲が申込を行った時点で、乙は甲が本約款の内容を承諾しているものとみなす。
2. 甲による利用契約の変更は、甲が乙所定の訂正した発注書を乙に提出し、乙が発注書を受領したときに成立するものとする。
3. 発注書又は訂正した発注書に誤記又は記入漏れがあったとき、乙が、甲に期間を定めて補正を求めたにも関わらず、甲が当該期間内にこれに従わなかった場合には、乙は、利用申込、又は利用契約変更の申込みを拒絶することができる。
4. 乙は、第1項、第2項及びその他の利用契約の規定にかかわらず、甲が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、利用契約又は利用契約変更の申込みを拒絶することができる。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 発注書又は訂正した発注書に虚偽の記載があったとき
 - (3) 金銭債務その他本約款等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) その他乙が不相当と判断したとき

第8条 (本利用契約の変更通知)

1. 甲が第7条第3項に従った通知を怠ったことにより、乙から甲に対する通知の不到達その他の事由で、甲が損害を被った場合であっても乙は責任を負わないものとする。

第9条 (本サービスの一時的な中断及び提供停止)

1. 乙は、本サービスの停止時間を最小化する努力を払う義務を負うことを前提とし、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができる。
 - (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 乙は、本サービスの停止時間を最小化する努力を払う義務を負うことを前提とし、本サービス用設備等の定期点検を行なう為、甲の事前の承諾を得たうえで本サービスの提供を一時的に中断できる。
但し、緊急の場合、甲に事前に承諾を得ることなく、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。
3. 乙は、甲が第11条(甲または乙からの解除)第1項各号のいずれかに該当する場合、又は甲が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該甲への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができる。
4. 乙は、前三項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して甲又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わない。但し、甲の求めがあった場合、乙はサービスを提供できなかった理由を報告書として甲へ提示し、前三項に定める事由であることを示さなければならない。

第10条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、毎月1日から月末までの最低1ヶ月とする。但し、乙が定める方法により期間満了30日前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1ヶ月自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。
2. 乙は、本サービスの利用期間満了の30日前までに、甲に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約の内容を変更することができる。

第11条 (甲または乙からの解除)

1. 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、相手方への事前の通知もしくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解除することができる。
 - (1) 利用契約等に一つでも反する行為があった場合
 - (2) 発注書、訂正した発注書その他通知内容等に虚偽記入があった場合
 - (3) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (8) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 甲は、前項による利用契約の解除がなされた時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、乙が定める日までにこれを日割りにて支払うものとする。
3. 乙が、甲に対して、第1項による解除を行う場合には、既に受領している利用料金等の返還は行わない。

第12条 (本サービスの廃止)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、当該廃止日をもって利用契約の全て又は一部は失効する。
 - (1) 当該廃止日の120日前までに甲に通知した場合
但し、甲が廃止対象の本サービスを必須とし、廃止の通知から120日の間に代替策をとれないことが明らかなる場合、乙は365日を上限として合理的な期間において本サービスを継続しなければならない。
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、乙は、既に支払われている利用料金等のうち、本サービスを提供しない日数に対応する金額相当額の利用料金を日割計算にて甲に返還するものとする。

第 13 条 （利用契約終了後の処理）

1. 甲は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって乙から提供を受けた資料及びデータ等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）を利用契約終了後直ちに破棄する。
2. 乙は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって甲から提供を受けた資料及びデータ等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）は乙の責任で廃棄若しくは消去する。

第 3 章 サービス

第 14 条 （本サービスの種類と内容）

1. 乙が提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙に定めるもののほか、利用契約において具体的に定めるものとする。
2. 甲は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとする。
 - (1) 乙の重大な過失または故意による契約不適合を除く本サービスの不具合については、乙は一切の責任を免れること。
3. 下記事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、乙は、甲の求めに応じないものとする。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応
 - (2) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
4. 甲は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるだけであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではない。

第 15 条 （企業 ID 及び企業パスワード等の発行）

1. 第 7 条（利用契約の締結等）第 1 項、第 2 項により、甲乙間で利用契約が成立した場合、乙は甲に対し、本サービスの利用に必要な企業 ID とパスワードを発行する。
2. 企業 ID とパスワードの発行を受けた甲は、甲の責任で、従業員らに本サービスを利用させるために、従業員らに対し、従業員 ID 及び従業員パスワードを発行することができる。

第 16 条 （導入支援及びサポート）

1. 乙は、別紙に定める導入支援サービス及びサポートサービスを利用契約に基づき甲に対して提供する。

第 4 章 利用料金

第 17 条 （本サービスの初期導入費用及び利用料金、算定方法等）

1. 本サービスの利用料金、算定方法等は、別途見積書を基に定めるものとする。

第 18 条 （利用料金の支払義務）

1. 甲は、乙に対し、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、見積書に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとする。
2. 利用期間中において、第 9 条（本サービスの一時的な中断及び提供停止）で定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、下記の場合を除き、甲は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要するものとする。
 - (1) 乙の重大な過失または故意による契約不適合を除く本サービスの中断または停止である場合
 - (2) 天災地変等の不可抗力による 8 時間以上のサービス停止である場合
3. 第 7 条（利用契約の締結等）第 1 項、第 2 項により、甲乙間で利用契約が成立した年月日を甲から乙への発注起算日とし、利用契約のキャンセルについて甲は発注後から開発済部分の費用を乙に支払うこととする。

第 19 条 （利用料金の支払方法）

1. 請求書により決済する場合、乙からの毎月の請求書に従い、乙が指定する期日までに乙の指定する金融機関に支払

【通販する蔵契約約款】

うか、甲が指定する預金口座から自動引き落としの方法により支払うものとする。但し、支払に必要な振込手数料その他の費用は、甲の負担とする。

2. 甲と前項の乙が指定する金融機関との間で、利用料金の決済をめぐる紛争が発生した場合、甲が自らの責任と負担で解決するものとし、乙は一切の責任を負わない。

第5章 甲の義務等

第20条 （自己責任の原則）

1. 甲は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（従業員らを含み、国内外を問わない。以下同じ。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームや損害賠償等の請求があった場合、自己の責任と費用をもって対応し、解決する。甲が本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレームや損害賠償等の請求を行う場合においても同様とする。
2. 本サービスを利用して甲が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、甲の責任で提供されるものであり、乙はその内容等について如何なる保証も行わないものとする。また、それらに起因する損害についても如何なる責任も負わないものとする。

第21条 （本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 甲は、自己の責任と費用において、本サービスを利用可能な設備を設置し、甲設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとする。
2. 甲は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してインターネットに接続する。
3. 前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、乙は甲に対して本サービスの提供の義務を負わないものとする。
4. 乙は、乙が本サービスに関しての保守及び運用上又は技術上必要であると判断した場合、甲が本サービスにおいて提供、取り扱うデータ等について、監視、分析、追跡調査等必要な行為を行うことができる。
5. 乙は、甲が天災地変等不可抗力により本サービスを利用できない場合、かつ、甲との連絡通信手段がない場合、乙の判断において、甲への事前の通知又は承諾を要することなく、甲に代わって甲の運営するECサイトに状況を掲載する等、必要な行為を行うことができる。

第22条 （企業ID及び企業パスワード等の管理）

1. 甲は、第15条（企業ID及びパスワード等の発行）に基づき乙から発行された企業ID及びパスワードについて、第三者に漏洩することのないように厳重に管理し、盗用、不正使用を防止する処置を甲の責任において行う。
2. 甲は、第15条（企業ID及びパスワード等の発行）に基づき、甲が従業員らに発行した従業員ID及びパスワードを甲の責任において管理する。
3. 甲は、本サービスへのアクセス及び利用（以下「アクセス等」という。）に際しては、乙から発行された企業ID及びパスワードを入力しなければならない。
4. 乙は、本サービスへのアクセス等について、入力された企業ID及びパスワードがいずれも甲が登録したものである場合には、当該送信は、甲からのものであると取り扱うことができる。
5. 第三者が、甲の企業ID及びパスワードを利用して本サービスを利用した場合、甲が利用したものとみなし、甲は乙に対し、利用料金等その利用に基づき発生する債務の支払義務を負う。
6. 甲による企業ID及び企業パスワード並びに従業員ID及び従業員パスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により甲自身及びその他の者が損害を被った場合、乙は一切の責任を負わない。

第23条 （バックアップ）

1. 甲は、自らの責任で、甲等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、同一のデータ等をバックアップして保存しておくものとし、利用契約に基づき乙がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、乙はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わない。

第24条 （禁止事項）

1. 甲は本サービスの利用に関して、以下の行為をしてはならない。

【通販する蔵契約約款】

- (1) 乙若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用契約に違反して、乙に事前に通知した第三者以外に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は乙若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 乙若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (9) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (10) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (11) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (12) 第三者に対し、利用期間中、本サービスと同一乃至類似するサービスを提供すること
 - (13) マニュアルまたは自動化のためのソフトウェア、機器、スクリプト、ロボット、及びその他の手段や手順を使って、サイト内の Web ページやその他サービスのアクセス、“スクレイピング”、“クローリング”、または“スパイダーリング”行為
2. 甲は、前項各号のいずれかに該当する行為を知った、あるいは該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合は、直ちに乙に通知するものとする。
 3. 乙は、本サービスの利用に関して、甲の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること(又は甲の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であること)を知った場合、事前に甲に通知することなく本サービスの提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができる。
但し、乙は、甲の行為又は甲が提供又は伝送する(甲の利用とみなされる場合も含む。)情報を監視する義務を負うものではない。

第 6 章 乙の義務等

第 25 条 (善管注意義務)

1. 乙は、本サービスの利用期間中、利用契約に基づき本サービスを提供するものとする。

第 26 条 (本サービス用設備等の障害等)

1. 乙は、本サービス用設備等について障害があることを察知した場合、遅滞なく甲にその旨を通知し、サービス影響範囲の確認を行った後、その結果についても甲に報告をする。
2. 乙は、乙の設置した本サービス用設備に障害があることを察知した場合、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧する。
3. 乙は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する乙が借り受けた電気通信回線について障害があることを察知した場合、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示する。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施する。

第 7 章 個人情報等の取り扱い

第 27 条 (秘密保持義務)

1. 甲及び乙は、利用契約期間中または同契約の終了後に関わらず、利用契約等に関連して知り得た情報、その他相手方の秘密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。
但し、予め相手方の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第 28 条 (秘密情報の取り扱い)

【通販する蔵契約約款】

1. 甲及び乙は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」という。)を第三者に開示又は漏洩しない。
但し、相手方から予め書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、別紙において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなす。
3. 第1項及び前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができる。
但し、この場合、甲及び乙は、法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとする。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずる。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を記載した資料等を複製又は改変(以下、あわせて「複製等」という。)することができるものとし、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱う。
但し、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとする。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは複製等した秘密情報を含む本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去する。
7. 本条の規定は、各秘密情報について、その開示を受けた日から5年間の間適用されるものとする。なお、甲乙間において、別段の期限の定めを合意したものについてはこの限りではない。

第29条 (個人情報の取り扱い)

1. 甲及び乙は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩せず、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含め関連法令を遵守する。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第4項、第7項の規定を準用する。
3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続する。

第8章 損害賠償等

第30条 (損害賠償の制限)

1. 甲の乙に対する損害賠償請求は、甲による対応措置が必要な場合には、甲がまず第21条(本サービス利用のための設備設定・維持)第1項及び第2項に従い対応措置を実施した場合のみ行うことができる。
2. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、甲または乙が相手方に対して負う損害賠償責任の範囲は、故意または過失により、相手方に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとする。但し、第24条第1項に定める禁止事項に違反した場合は、損害額の限定はないものとする。

(1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した本サービスに係わる月額料金と導入時支払い金額の総額

(2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間(1月未満は切捨て)に発生した本サービスに係わる月額料金と導入時支払い金額の総額

(3) 前二号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した本サービスに係わる料金の平均

日額料金(1日分)に30を乗じた額と、導入時支払い金額の総額

第9章 ソフトウェアの著作権等

第31条 (本サービスの知的財産権等)

1. 甲に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」という。)については、その著作権、ノウハウ等の知的財産権のすべてを乙が所有する。
2. 甲は、ソフトウェア等を乙が提供する本サービス利用の目的にのみ、利用することができ、これ以外の目的で利用することができない。

第10章 反社会的勢力の排除

第32条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、①自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないこと、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という)であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること、②反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること、③利用契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあることのいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約する。
2. 甲及び乙は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つてはならない。
3. 甲及び乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何らの催告等の手続を要せず、利用契約を解除することができる。この場合、解除をした当事者は他方当事者に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しない。
4. 本条の規定への違反の適用については、テレビ局、日刊新聞社その他の報道機関から反社会的勢力である旨の報道がなされた場合には、反社会的勢力と推定する。
5. 前項の場合、その相手方は、反社会的勢力と推定された当事者に対し、相当な期間を定めて反社会的勢力に該当しないことを証する資料の提出を請求することができる。
6. 前項の期間内に反社会的勢力に該当しないことを証する資料の提出がなされない場合は、その相手方は、当該当事者を反社会的勢力とみなすことができる。
7. 第3項によって解除をした当事者は、他方当事者に対する損害賠償の義務を負わず、他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げられない。

別 紙

本サービスの種類及びその内容

複数のショッピングモール、カートシステムで運営されている店舗の受注管理、在庫管理、発注管理、仕入管理、メール管理、マスタ管理、各種データの集計、照会、ショッピングカート機能が可能な ASP サービスです。

導入支援サービス及びサポートサービス

【初期導入出張サポート】

別途料金にて、運営開始に向けての準備、出張レクチャーを提供いたします。

【初期導入電話・メール・FAX サポート】

初期導入費用内にて、操作手順についての疑問・質問について、電話・FAX、メールで対応いたします。

秘密情報について

以下に挙げる情報を、秘密情報として定めます。

企業 ID、企業パスワード、ユーザ ID、ユーザパスワード、購入者名、購入者住所、購入者電話番号、購入者メールアドレス、

発送先名、発送先住所、発送先電話番号、仕入先名、仕入先住所、仕入先電話番号、仕入先メールアドレス、

卸先名、卸先住所、卸先電話番号、卸先メールアドレス、モール管理画面ユーザ ID、モール管理画面パスワード、モール FTP ユーザ ID、モール FTP ユーザパスワード